

ながのけん きじまだいらむらちく かつせいかけいかく
長野県木島平村地区活性化計画

ながのけん きじまだいらむら
長野県 ・ 木島平村

平成25年12月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	長野県木島平村地区活性化計画
都道府県名	長野県
市町村名	木島平村
地区名(※1)	木島平村地区
計画期間(※2)	平成25年度～29年度

<p>目 標 (※3)</p> <p>木島平村の基幹産業である農業は、高齢化による後継者不足、担い手不足によりその生産額は年々減少傾向にある。本村では、平成21年にこれまでの価値観の大転換を図る「農村文明」創生宣言を行い、本格的に農村価値の発信戦略を実施してきた。平成22年には農村文明塾を開設し、村内での運動と村外へ向けた運動を本格化し、その価値観が浸透し始めている。更に、平成24年には過疎脱却のため「農村文明の創生と持続可能な村づくり」をテーマとして定め、過疎脱却のためのプロジェクトとして「村力再生プロジェクト5000」を決定した。</p> <p>また、北陸新幹線飯山駅が平成27年春に開業するにあたり、「信越自然郷」というキャッチフレーズのもとに、県や市町村を超えた広域的な観光連携を推進しており、当地域を訪れる交流人口の増加が期待できる。これらを契機とし、本村の持つ最大の魅力である「農」に付加価値を付けて販売していくという機運が高まっているため、農産物販売力強化施設、農産物加工施設、農業レストラン等を併設した農業の6次産業化施設を整備し、持続可能な村づくりを進める計画である。</p> <p>これにより、現在効果が表れ出している米作振興のほか、地域農産物の直売・加工による農業の振興と、体験型交流を始めとした都市住民との交流を促進し、商業スペースとコミュニティ空間の共存による活力を生み出すとともに、雇用の場を確保することによる地域活性化を図る。</p> <p>また、本取組を通じて、「農産物の高付加価値販売と外部拠点販売」、「村内関係施設や住民と連携した農村滞在型交流」、「都市との共同企画・立案等による新しい都市農村交流の事業化」による農業農村地域活性化の全国モデル構築を目指す。</p> <p>地域の活性化目標として、6次産業化施設の整備及び体験型交流の促進、都市との共同企画・立案による都市農村交流の事業化により、平成20～24年度の入込客数1,556,600人に対して、平成25～29年度では入込客数を22%増加させて1,900,000人とすることを目標とする。</p> <p style="text-align: right;">入込客数実績出展：長野県観光地利用者統計調査</p>
--

<p>目標設定の考え方</p> <p>地区の概要：</p> <p>木島平村は長野県の北端に位置し、過疎地域、特別豪雪地域、一部山村及び一部辺地に指定されている。昭和30年の合併当時8,206人であった人口は、平成22年度には4,939人にまで減少している。加えて、農業従事者の高齢化と後継者不足等により耕作放棄地は150haに達し、農地全体の15%を占めるに至っている。また、65歳以上の人口比率は平成12年で30.1%、平成17年には30.9%、平成22年には32.2%と年々増加しており、このまま推移すると、住民の3人に1人は高齢者という超高齢化社会となるため、若者の雇用創出、定住促進が村づくりの大きなテーマの1つとなっている。</p> <p>村誕生以来一貫して、農業を村の産業の中心に据え、施策を展開してきたが、農業従事者の高齢化、農産物価格の低迷などにより、農業総生産額はピーク時の3分の2にまで減少しており、第一次産業への就業率も、平成22年には26%と最盛期と比較し3分の1以下となっている。</p> <p>平成26年度末には北陸新幹線飯山駅が開業予定であり、併せて接続国道も順次整備が進められている。これにより、上信越自動車道までは15分、北陸新幹線飯山駅までは10分と交通の便がますます向上し、姉妹都市である調布市や千葉市・浜松市・袋井市等の友好都市をはじめ首都圏、関西圏との距離がより近くなり、今後本村をはじめ、この地を訪れる交流人口の増加が見込まれる。</p>
<p>現状と課題</p> <p>人口の減少、高齢化率の上昇、農業の担い手の高齢化等の課題があげられる。また、一部米農家を除き、経営は小規模であるとともに、加工・流通まで手掛ける生産者はごく一部であり、新たな事業拡大に向けての機運や、基盤が不足している。更に、農産物の高付加価値化に向けた統一したマーケティングや木島平ブランドの形成に向けて検討するとともに、農業農村の持つ魅力を発展させていく取組を、村内関係者全体で行動していくことが求められている。</p>
<p>今後の展開方向等(※4)</p> <p>農業従事者が持続可能な農業経営に取り組めるよう、農産物の付加価値を上げていくための直売所や加工所を整備するとともに、地産地消・郷土食をテーマにしたレストランを展開し、地域農産物の販路拡大と地域農業の振興に努める。また、姉妹都市や友好関係にある都市住民のコミュニティと村内コミュニティが「農」をテーマに交流できるアグリビジネスの新たなモデルを発信していくためのハード整備とソフト事業の展開を行う。</p> <p>なお、活性化計画終了年度の翌年度には、入込客数の目標達成状況を検証するとともに、入込客数増加のための検討を実施する。</p>

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
木島平村	木島平村地区	地域資源活用総合交流促進施設(36都市農山漁村総合交流促進施設)	木島平村	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
木島平村	木島平村地区	農山漁村活性化施設整備附帯事業	木島平村	有	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
木島平村	木島平村地区	農業体験交流事業	木島平村	5月～12月
木島平村	木島平村地区	木島平ブランド確立事業	木島平村	通年
木島平村	木島平村地区	生産者・消費者交流事業	木島平村	通年
木島平村	木島平村地区	誘客宣伝事業	木島平村	通年

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

信越9市町村において、『信越自然郷』というキャッチフレーズのもと、北陸新幹線開業に向けた広域的な観光推進を図っている。
(信越9市町村:長野県飯山市、中野市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村、信濃町、飯綱町、新潟県妙高市)

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

長野県木島平村地区	区域面積(※2)	9,931ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地区の区域面積9,931haのうち、農地の面積は1,034ha、森林面積は8,201haで、農林地面積は9,235haと約93%を占めている。また、全就業者数2,553人のうち、農林漁業従事者は659人と約26%を占めている。 以上の事から、農林業が重要な産業となっている。		
②法第3条第2号関係: 昭和30年の合併当時、8,206人だった村の人口は、昭和60年10月1日の国勢調査で6,000人を割り、平成7年には5,850人、平成12年には5,513人、平成17年には5,312人、平成22年には4,939人と、人口は減少の一途をたどっている。 また、65歳以上の人口比率は平成12年で30.1%、平成17年には30.9%、平成22年には32.2%と年々増加してきており、地域活性化のためには雇用の場の確保及び都市住民等との交流を積極的に進めることが有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係: 当該地区には市街化区域は含まれておらず、市街地も形成されていない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

【該当なし】

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

【該当なし】

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画の目標の達成状況の評価方法は、計画終了年度の翌年度に、「交流人口の増加」について計画期間である平成25年度から平成29年度の実績を計画期間前の平成20年度から平成24年度の実績と比較し、木島平村と長野県が確認・評価する。そのうえで外部専門家や木島平村内の農業関係団体・農業者等第三者の評価、検証後、結果を木島平村のホームページで公表する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

長野県木島平村活性化計画 附属図

